

青少年教育指導者に求められる資質・能力

- 東京都大田区における青少年委員の事例 -

林 幸 克

(文教大学付属教育研究所客員研究員)

A Study on Abilities Necessary for Youth Educational Leaders : A Case of Ota City in Tokyo

HAYASHI YUKIYOSHI

(Guest Researcher of Institute of Education , Bunkyo University)

要 旨

青少年委員は行政委嘱の委員である。全都的に見ると、青少年対策地区委員会や小中学校長からの推薦を受け、学区単位で選出されており、成人式や区民まつりを中心とした事業に協力するケースが多かった。その青少年委員に求められる資質・能力として、大田区の事例に即して考えると、創造力・創造性、コミュニケーション能力(地域の青少年団体等に対するもの、青少年に対するもの)、会議力の3つが挙げられた。

問題と目的

今日の青少年を捉えようとする時、「居場所」がキーワードとして挙げられることがある。この「居場所」は、大人にとっても重要であるが、「居場所」は第三者から与えられるものではなく、自らが切り拓いて創り出すものだということを忘れてはならない。それは、知識創造の場といっても過言ではない。様々な「知識」が社会活動の基盤になるこれからの知識社会では、受動的な態度から脱却し、先駆的に活動にチャレンジして、自ら知識創造をすることが求められる。ここで重要なのは人からやらされている、あるいは人にやらせているという意識がある中では、この知識創造は困難であるという点である^[1]。

この知識創造は、あらゆる人に求められることであるが、とりわけ団体・機関などにお

いて指導的立場に立つ人にとっては特に重要である。現在の社会動向に目を移した時、知識創造に関して創造力豊かに活動を展開しているのはNPOであるといっても過言ではない。1998年の特定非営利活動促進法(以下NPO法)の成立以来、法人格を取得する団体は増加傾向にあり、2005年3月末現在、その数は21,293にのぼる^[2]。また、その活動分野も、NPO法成立当初の12分野から、2003年の改正で17分野にまで拡大している。教育分野への進出も目覚ましいものがあり、行政とのパートナーシップを視野に入れながら活動を展開している。その際、大切になるのは行政側とNPO側が、いかに相互理解を深め、折り合いをつけていくのかということである。ややもすると、NPOの斬新なアイデア等に対して、従来の思考・行動の枠から抜け出せず、抵抗を覚える行政

職員すら存在する。「パートナーシップがないまま行政独自では変わり得ません。首長が変わっても、議会が変わっても、職員が変わっても、それだけでは変わりきれません。外部のNPOの力によって、NPOとのパートナーシップを通じて、行政は変わり得る」⁽³⁾という指摘があるように、パートナーシップを看過することはできない。そのパートナーシップの必要性を現場レベルで体感し、体現するのは、やはり個々の職員である。「生涯学習は、わが国においては、欧米と異なり、行政主導、もしくは行政中心に推進されてきた。その成果は、当然のことだが評価されるが、バブル後、財政悪化によって、一つの曲がり角を迎えている。そこに、市民主導の公益活動として、NPOが台頭してきた。生涯学習は、市民のパワーを積極的に導入して、活発な展開をしていく必要がある。」⁽⁴⁾とあるように、生涯学習を推進する立場にある職員には、特にそれが求められる。

社会教育法を根拠に生涯学習関係職員を例示すると、社会教育主事、公民館主事、社会教育委員、司書、学芸員、社会教育施設等の指導系専門職員等が挙げられる。実際に社会教育調査報告書⁽⁵⁾を見ても、社会教育行政、公民館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設、社会体育施設等の分類で職員数を明示している。これらは、専門的職員⁽⁶⁾として総称することができる。また、生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」(1992年)では、人材の育成及び活用等について、「生涯学習の振興のためには、人材の育成・活用及び関係団体の育成が重要である。特に、生涯学習に関する専門的職員、指導者の養成や、メディアを有効に活用できるような資質を持った職員の養成が必要である。」という記述が見られる。生涯学習の振興のためには上記の専門的職員が必要なことはもちろんであるが、専門的職員として位置づけられていない職員の育

成・活用も不可欠である。

専門的職員以外の指導者に関して、坂本は、属人的要素、時間的要素、援助の形態的要素の観点から生涯学習の指導者を整理している⁽⁷⁾。本稿では、その分類中の「行政委嘱の委員等」の一つにあてはまる青少年委員に着目したい。

表1 主な指導者例

	直接的支援	間接的支援
民間フルタイム	企業内教育のインストラクターやカウンセラー、おけいこ塾の師匠、YMCA主事、民間職業訓練施設の指導員等	企業内教育の企画・運営担当職員、カルチャースクールの企画・運営担当職員、財団や社団などの社会教育団体の役職員等
民間パートタイム	講師、学習団体・グループ等のリーダー、消費生活アドバイザー、団体等が資格認定したレクリエーション・スポーツ指導員等	ボランティア(直接指導に当たる者は講師に相当)、教育・訓練および研修に関するプロジェクトなどに委嘱される委員等
行政フルタイム	公共職業訓練所指導員、農業・生活改良普及員、ケースワーカー、児童福祉司、家庭裁判所調査官、栄養士、保健婦等	社会教育主事、公民館主事、司書、学芸員、青少年施設の専門職員および指導員、婦人会館等の指導員、社会福祉主事等
行政パートタイム	社会教育指導員、家庭教育相談員、青少年・婦人教育指導員、指導農業士、保護司、少年補導員、交通指導員、スポーツ指導員などの行政委嘱の各種指導員等	社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館・博物館協議会委員、青少年問題協議会委員、各種施設の運営委員、行政委嘱の委員等

(出典) 日本生涯教育学会編、『生涯学習事典』, 東京書籍, 1992, pp.35(生涯学習の指導者)

専門的職員や全国的な組織・母体のある指導者に関しては、その位置づけや目的、活動内容等が比較的明確であり、それに関わる研究がなされ、その成果・知見が蓄積されてきている。他方、「行政委嘱の委員等」は、各

自治体の実情や必要に応じた多種多様なものであったり、委員数そのものが少なかったりする。そのため、その組織や活動実態等について、研究的アプローチがされる機会は少なく、社会教育委員とのコーディネーション機能の強化について、児童委員や地域育成会、PTA等とあわせて触れられていたり⁸⁾、その簡単な実践報告が散見される程度である⁹⁾。しかし、各自自治体でそれらの委員が担い、期待される役割は大きく、生涯学習の振興やNP0とのパートナーシップを推進するという観点から見た場合に、有意義な活動を展開しており看過できない。

そこで、「行政委嘱の委員等」の中の一つである青少年委員を取り上げ、その実態を明らかにするとともに、求められる資質・能力について検討する。具体的には、東京都大田区における青少年委員を事例として考察を進める。

青少年委員とは

1 青少年委員制度の歴史^{10) 11)}

青少年委員制度は、社会教育行政の一環として、青少年指導者を確保し、その指導者を有機的に組織化し、各区市町村における青少年教育の振興を図ることを目的に、1953年3月に東京都独自の制度として設置された。1953年2月に、東京都は区市町村の推薦により265名の委員を委嘱し、同年3月には「青少年委員の設置および報酬に関する条例」が都議会で可決され、最終的には282名の委員が委嘱を受け、活動を開始した。委員数は、市区児童数5000名に1名、町村には各1名で、1年任期という形態であった。その後、1956年度より任期が2年に延長され、1960年年度から、都内公立小学校1校あたり青少年委員1名の方針で、定数が960名に増員された。1964年には、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、青少年委員の設置に関する事務が東京都から各市区町村へ移管された。各市区町

村では、それぞれ青少年委員会や青少年連絡協議会といった名称の組織を発足させ、今日に至っている。全都的には、東京都青少年委員会連合会を組織し、各市区町村の情報交換等の場としている。なお、青少年委員は、教育委員会から委嘱されているため、非常勤公務員（特別職）の身分となる。

2 現在の各区の組織・運営

東京23区の青少年委員会等の組織・運営、活動状況は、表2-1及び表2-2に示す通りである。

それぞれの項目毎に、各区の青少年委員の実情を見てみよう¹²⁾。

委員数をみると、区により偏りはあるものの、総計では1,037名(男性510名、女性527名)である。また、在任年数は、平均すると4.7年であった。選出方法については、推薦母体と選出単位に分けて見てみる。青少年委員の推薦母体としては、青少年対策地区委員会や青少年育成委員会等の地域団体が15区、小中学校長が10区、教育委員会等の行政が6区、PTAが4区であった。また、選出単位は、学区単位が10区、特定団体2区、人口比等2区、行政区域2区であった。定年に関しては、60歳が9区、「なし」が7区、65歳が2区であった¹³⁾。各種事業では、自主事業において、地域教育連絡協議会等の地域との情報交換を行っているのが5区、区民まつり等の祭りが3区、自然体験事業等が2区、「なし」が5区であった。委託事業は、リーダー講習会等が5区、地域連絡事業等が3区、自然冒険塾等の自然体験事業が3区、「なし」が10区であった。また、協力事業では、成人の日に関するものが17区、区民まつり等の祭りが11区、運動会等に関するものが7区、キャンプ等自然体験事業が5区、ジュニアリーダー講習に関するものが4区、学校開放事業や学校評議委員会等の学校に関わるものが3区であった。

これらの実情から推察される青少年委員像

表 2 - 1 青少年委員の組織・運営，活動状況（2003（平成15）年4月現在）

区	委員数(人)	平均在任年数(年)	選出方法	定年制	自主事業	委託事業	協力事業
千代田	23 (男12・女11)	3.3	中学校長が自校から1名，学区内の小学校から2名を推薦。小中学校長会より生活指導主任教諭を1名ずつ推薦。	特になし	なし	特になし	成人の日のつどい
中央	24 (男20・女4)	4.3	青少年対策地区委員会会長の推薦	5期10年	任期満了宿泊研修	少年リーダー養成研修会	新成人のつどい，子どもフェスティバル
港	24 (男8・女16)	3.6	青少年対策地区委員会の推薦	60歳	みなと区民まつり	少年リーダー教室	みなとキャンプ村，成人の日記念のつどい，平和青年団長長崎崎遣
新宿	43 (男19・女24)	5.2	小中学校長の推薦	なし	小学校PTA連合会・中学校PTA協議会との懇談会	心の教室相談員	社会を明るくする運動，成人式・はたちのつどい
墨田	32 (男18・女14)	3.3	小学校長の推薦，少年団体・青年団体より各1名	60歳	ペットボトル実行委員会，サプリーダ-実行委員会	なし	青少年健全育成区民大会，区民まつり，子どもまつり，成人の日のつどい，社明運動，地域体験活動事業，子ども会活性化イベント
江東	47 (男36・女11)	5.6	小学校区毎の推薦会で1名，小中学校長会より各1名	10期20年または65歳	なし	区子どもまつり，区民まつり	成人の日のつどい，少年キャンプ，少年の船自然生活体験事業，ジュニアリーダー講習会
足立	76 (男55・女21)	7.0	青少年対策地区委員会を推薦母体に地区推薦会を開催，各小学校区から1名選出	なし	ブロック教育懇談会，区内健全育成団体親睦スポーツ大会，新成人意識アンケート調査，雑誌・ビデオソフト等自動販売機及びゲームセンター・ビデオレンタル店の設置状況調査，フォーラムの開催	なし	あだちまつり，成人の日の集い，地区対等の健全育成団体に対する事業協力，行政及び関係団体からの各種調査協力
葛飾	49 (男20・女29)	4.3	小学校区毎に地区推薦会を設置し1名推薦	特になし	なし	なし	葛飾子どもまつり，はたちのつどい
江戸川	66 (男40・女26)	5.7	青少年育成地区委員長の推薦，青少年人口により算出し割り振る	なし	なし	地域連絡事業	区民まつり，はたちの集い，ウォーキングフェスタ
中野	42 (男5・女37)	3.3	小中学校区毎に地域センター所長の推薦	5期10年または60歳	なし	中学校区毎の地区教育懇談会	ふれあい運動会，中野まつり子どもの広場，ふれあいの集い
杉並	47 (男6・女41)	5.8	各小学校区及び養護学校から17青少年育成委員会が推薦	60歳	中学校区地域教育連絡協議会	地域教育連絡協議会子ども地域活動促進事業	中学校対抗駅伝大会，成人祝賀のつどい，各児童館まつり，地域児童館中高生実行委員会，各地域区民センター運営協議会，学校評議委員会，学校防災連絡会，子育てネットワーク事業，各青少年委員会，ふれあい運動会，社会教育館まつり，土曜日学校

表 2 - 2 青少年委員の組織・運営，活動状況（2003（平成15）年4月現在）

区	委員数(人)	平均在任年数(年)	選出方法	定年制	自主事業	委託事業	協力事業
豊島	24 (男10・女14)	3.3	12地区ごとの青少年育成委員会長の推薦	就任時55歳以下	青少年委員50周年事業	わくわくスクール	成人のつどい，学校キャンプ，中学校の意見発表会，わくわく冒険まつり，菊まつり，わんぱくまつり，目白ロードレース
板橋	58 (男29・女29)	8.2	区内18地区の青少年健全育成地区委員会会長の推薦	65歳	区内を6ブロックに分割し，そのブロック毎に活動	ジュニアリーダー体験学習事業	青少年健全育成地区委員会事業，青少年国際交流サマーキャンプ，東京・荒川市民マラソン
練馬	71 (男30・女41)	5.0	小学校長の推薦，小中学校長会の代表	なし	区内を10ブロックに分割し，そのブロック毎に活動	ジュニアリーダー養成講習会，子ども会	学校開放事業，青少年育成地区委員会活動，成人の日のつどい
品川	38 (男18・女20)	6.4	青少年対策地区委員会の推薦，教育委員会推薦	就任時63歳	親子キャンプ大会	ジュニアリーダー教室，しながわ横断ウルトラクイズラリー	なし
目黒	43 (男20・女23)	3.6	区内22の住区住民会議からの各2名推薦	なし	特別研修会，区民まつり子ども広場	国内交流事業	わんぱく相撲大会，区子ども交流会，青少年プラザ事業への協力，成人の日のつどい，地域教育懇談会，地区スポーツ大会，住区住民会議青少年部会及び地域事業への協力
大田	62 (男30・女32)	3.9	区内18区域の特別出張所管内毎に3～4名を出張所長が推薦	55歳	OTAフェスタ「区民まつり」	なし	区民スポーツまつり，障害者の日のつどい，その他地域で協力
世田谷	64 (男9・女55)	4.8	小学校区毎に小中学校長及びPTA代表で構成された内申協議会の推薦	5期10年または60歳	アドベンチャーin多摩川（自然体験事業）	なし	新年こどもまつり，新成人のつどい，親と子のつどい，区民まつり，青年文化祭
渋谷	35 (男13・女22)	4.8	青少年対策地区委員会会長・学校長・PTA会長の3者の推薦，区推薦の青年代表	60歳	自主視察研修，中学生向けボランティア情報誌「チャレンジ！夏ボラ」発行	なし	区民フェスティバル，成人の日のつどい，社会を明るくする運動，スクラム事業，子育てメッセ
文京	20 (男20・女9)	3.8	小中学校及びPTAが協議の通学区域毎に1名推薦，青少年対策地区委員会が管轄区域毎に1名推薦	5期10年または60歳	コミュニティプラザ，五者合同研修会，中学生サミット	文京区自然冒険塾	根津下町まつり，青少年対策地区委員会事業，社会を明るくする運動
台東	45 (男27・女18)	4.3	小中学校PTAの推薦，青少年対策地区委員会の推薦	選出時60歳未満	地区懇談会，小学生対象事業「親子ふしぎ発見塾」，中学生対象事業「中学生の考えを聞く会」	なし	少年リーダー研修会，成人の集い，わんぱく下町つり祭り，子どもからのメッセージ，わんぱくトライアスロン
北	64 (男46・女18)	6.3	地区委員の推薦，青少年団体連合会の推薦，小中学校の推薦，北区女性のネットワーク，教育委員会の選出	60歳	小中学生アイデア工夫展，親子でチャレンジ飛鳥山，成人式アトラクション	なし	ジュニアリーダー研修会，指導者講習会
荒川	40 (男19・女21)	2.6	区内5地区の青少年人口，面積，23小学校区を考慮しながら特定地域に偏らないよう教育委員会が選出	6期12年または60歳	一輪車大会，ピロポロ大会，各地区での事業	なし	荒川・用の手まつり，成人の日のつどい，子ども会フェスティバル，青年大会，中高生講座，ジュニアリーダー研修，社会を明るくする運動，青少年対策地区委員会事業

(注) 表 2 - 1，表 2 - 2 は 東京都青少年委員会連合会，『東京都青少年委員制度50周年記念大会』，2004，pp.22-31 をもとに筆者が作成

は、青少年対策地区委員会や小中学校長からの推薦を受け、学区単位で選出され、自主事業や委託事業はそれほど多くはないが、行政等への協力事業として、成人式や区民まつりを中心に取り組んでいると捉えることができる。

青少年委員の役割 - 大田区の事例 -

1 青少年委員の設置に関する規則

「大田区青少年委員の設置に関する規則」によると、選任について、「青少年の余暇指導及び青少年団体の育成に直接たずさわり、かつ、相当の実績をあげつつある者のうちから、教育委員会が任命する。」とされている。その職務として、「(1)青少年の余暇指導に関すること。(2)青少年団体の育成に関すること。(3)青少年指導者に対する援助に関すること。(4)官公署、学校及び青少年関係団体相互の連絡に関すること。(5)大田区教育委員会又は青少年関係団体が行う青少年育成に係る行事及び事業に対する協力に関すること。(6)前各号に掲げるもののほか、青少年教育の振興に関すること。」が挙げられている。

このことから、青少年に対する指導・援助はもちろんのこと、青少年指導者や青少年関係団体を援助することも求められていることがわかる。つまり、青少年に対する直接的なサポーターとしての役割、地域の指導者・関係団体の相談役になるコーディネーターとしての役割を担うのが青少年委員といえる⁹⁶⁾。ただ、これらの役割は誰もが容易に遂行できるものではない。そのため、小中学校のPTAで役員としての活動経験のある人、青少年対策地区委員会で中枢として活動している人など学校や地域社会に“顔の利く”人々が推薦を受け、青少年委員になっているのが実情である。

2 青少年委員の具体的な活動

それでは、青少年委員が具体的には、どのような活動に取り組んでいるのかを見てみる。

青少年委員会関係行事として毎月行われている定例会は、委員一人一人が地域等における情報を持ち寄り、教育委員会や委員相互の情報交換の場であり、資質向上を目指した研修会が開催される場合もある。また、それに先立つ形で、役員による運営委員会も行われている。

これらを見ると、必ずしも青少年委員全員が出席するわけではないが、会議の多さが目立つ。これに加えて、青少年対策地区委員会関係の会議やPTA関係の会議等もあり、青少年委員のスケジュールは会議に縛られているといっても過言ではない。会議等が多ければ、それだけ様々な情報の入手が可能で、青少年委員活動の糧とすることができるであろう。しかし、果たしてそれらの情報を消化しきれているのか、糧として実（成果）に結び付けているのか疑問が残るところである。青少年やその指導者・関係団体を対象にした新たな自主事業が展開されていないことやそれに関連する動きが見られないことを勘案すると、会議の多さから、青少年委員本来の職務が遂行できていないのではないかと危惧する。

3 青少年委員の参画

青少年をターゲットに様々な事業・イベントを実施する際、“青少年の参加を促す”ということを耳にする。参加のレベルも様々であるが、そこにいる青少年のどんな些細な“つぶやき”にも耳を傾けることが必要である。その“つぶやき”の中には、大人の発想にはないキラリと光るものが潜んでいる。それが、新たな知識創造に結実していく。知識創造のための種は、意外と身近な所にたくさん隠れている。

まず、青少年委員を含めた大人が、参画するとはどういうことを理解し、それを実践に移す機会が不可欠である。この参画であるが最初は難しいと感じる人もいようである。しかし、場数を踏んで慣れていくことで、自

然と習得できる部分大きいことも事実である。経験を重ねながら、気が付いたら参画していた、いつの間にか“やらせ意識・やらされ意識”から抜け出していたという状態になれることが望ましい。この参画に関する一連の学びは、青少年にとっても、また、青少年教育指導者（青少年委員）にとっても不可欠である。

これは、社会教育事業に限らず、家庭や職場などにおいてもあてはまる。また、自戒する意味で言えば、協働や参画などは聞こえのいい言葉であるが、それをいかに“活かす”ものとして捉え、目の前の現場にいかに関わっているかが重要なことである。常に物事を柔軟に捉え、臨機応変に対応していくことが必要不可欠である。しかし、この至極当然なことが、実は、なかなかできないというのが、また現実ではないだろうか。

青少年委員に求められる資質・能力

（社）全国青年の家連絡協議会等は、青少年教育施設の指導系職員に関して、6つの基本的資質（知識・技術の習得意欲が旺盛である、自然を愛し、感動する心を持ち、好奇心が旺盛である、ホスピタリティーに富む、

物事を客観的に捉え、適切な判断ができる、

先見性に富み、発想が柔軟である、人間関係を大切にし、コミュニケーションを適切に図ることができる）と5つの専門的知識・

能力（集団宿泊生活・活動の指導・援助、

活動プログラムの開発・指導、事業のマネジメント、調査研究、安全教育・安全対策）を挙げている¹⁷⁵。また、野島は、高齢者の社会参加を促すための公民館等の役割として、3つ（ファシリテーター、コーディネーター、インキュベーター）を提示している¹⁷⁶。これらは、基本的な部分で、青少年委員にも通じるどころが多々ある。

そこで、これらを踏まえながら、青少年委員の現状に即して考えると、求められる資質・

能力として次の3つが挙げられる。

第1は、創造性・創造力である。青少年委員は、地域の青少年対策地区委員会やPTAでの活躍が認められて推薦・選出されている。それは、すなわち、地域で行われている諸行事・活動に通じているということである。見方を変えれば、どんな活動が不足しているのか、どこが青少年のニーズと合致していないのか等を自ずと体感しているものと思われる。その地域密着系活動の中で獲得した感覚というものは何物にも変え難い。その感覚をいかに実践に結び付けていくかが重要である。そのためには、実際に青少年の意識・実態に関する調査を実施したり、区内外を問わず他地区の状況を把握する必要も生じるであろう。それをもとに、新たな事業を行う際に“子どもの参画”を大切にする必要がある。活動の計画・実践・評価のあらゆる段階に子どもを巻き込み、指導者は力づけたり、コーディネートしたり、専門的見地からの助言をするだけでいいという指摘がある¹⁷⁷。また、青少年が自らの生活に関わる意思決定を自信を持ってできるように、社会教育活動に彼らを巻き込み、参加を促している団体もある¹⁷⁸。東京都杉並区における「ゆう杉並」や岩手県水沢市における「ホワイトキャンパス」の活動も好例である。新規の事業や活動のスタート時には、青少年委員の関与が比較的大きく求められることもあるが、軌道に乗ったら青少年や青少年団体等にそれを委ねていくというスタンスも必要かもしれない。いずれにせよ子どもの参画を促す活動や場を創り出す創造性・創造力が必要である。

第2は、2つのコミュニケーション能力である。1つは、地域の青少年団体等に対するコミュニケーション能力、もう1つは青少年に対するコミュニケーション能力である。前者に関連して、2004年9月現在で、大田区にはNPO法人が91法人ある。法人格を取得していない市民活動団体等の数は膨大であり、そ

の中には青少年団体も含まれている。青少年委員が地域に密着した活動をしているのであれば、そうした団体情報は詳細に把握していても何ら不思議ではない。しかし、現実とは異なり、団体の存在そのものを認識していない青少年委員もいる。自分が直接関わる活動・団体はもちろん、それを取り巻く地域の草の根的団体を掌握していなければ、活動の拡がりに限界が生じる。青少年委員は、「行政者と民間人との間にあって、行政側の考えや動きを民間人に反映したり、民間人の行政側への欲求なり、要望を行政側に反映させたりして、両者の橋渡しの役割を演ずること」⁹⁸が求められている。まさに、コーディネーターとしての役割を遂行するために、青少年委員が1人1団体は地域の青少年団体等をサポートする、そうした能力が必要であり、また、全区的に情報を共有・拡大する体制を整備することも重要になる。これを可能にするためには、地域の青少年団体等とのコミュニケーションが不可欠である。後者は、いかに青少年とコミュニケーションをとり、双方の想いを事業等に結実させていくかという課題に関わってくる。地域活動で著しい実績を挙げている青少年委員であるため、年齢は決して若いとはいえない。青少年、特に中学生・高校生を相手にする時などは、自分の子どもと同年齢かそれ以下の子どもと接することになる。蓄積された経験から適切な対応をしているのであるが、同じような感受性で行動するのはやはり難しい。特に、パソコン（インターネット）や携帯電話等のメディアとの接触が豊富な青少年⁽²⁰⁾⁽²¹⁾にジェネレーション・ギャップを感じるのは致し方ない。しかし、先述したように、青少年の意識・実態の把握は、事業等の成否に大きく関わり得る。そのため、フェイス・トゥ・フェイスの顔の見える関係を大切にしながら、メディア・リテラシーの向上が、青少年とのコミュニケーションを考える上で求められる。

第3は、会議力⁽²²⁾である。青少年委員の活動実態で見たように、会議の数が多いことは明らかである。その会議を厳選することがまず第一であるが、会議をより有効なものにする手立てを講じることも必要である。すなわち、いかに効果的に合意形成を行うかということである。社会教育の学級・講座等の中でしばしば参加型学習が行われる。「個人の自立と社会参加を可能とする学習方法としての参加型学習は、市民社会、あるいは生涯学習社会の形成に一人ひとりが参加のあり方をデザインし得る可能性を示しながら、未来社会から必要とされている学習の理念」⁽²³⁾であるとされているが、これは会議にもあてはまる。生産性のない会議はその存在自体に疑問が残る。今日の知識創造社会においては、旧態依然とした体質を改め、新しい知識を創り出していくことが求められる。そうしなければ創造性・創造力のある活動など期待できない。そうならないためにも、会議の方法を再考しなければならない。参加型学習の様々な手法を学び、それを実践に活かすことが必要である。

以上、3つの資質・能力を提示した。しかし、これらは決して斬新なものではなく、青少年委員に限らず、様々な生涯学習関係職員について言われてきたことであろう。しかし、実態に即して考えると、やはり必要な資質・能力である。

まとめにかえて

青少年委員を取り巻く環境は、制度制定50周年が経過し、年々厳しくなっているのが現状である。新宿区は、生涯学習推進委員制度との整合性から、2004年度より青少年委員制度が廃止された。また、定数削減や報償費削減を検討する区もいくつか見受けられる。今まさに、原点に立ち戻って、その存在意義を問い直す時期にある。

青少年委員の独自性を発揮することなく、

旧態依然とした活動をしているようでは、その存在が危ぶまれる。“目に見える”成果を挙げ、その必要性をアピールすることが求められる。現在は、子どもゆめ基金を始めとして、官民から様々な助成金が出されている。それを活用することによって、青少年委員ならではの活動が展開できるものと思われる。また、アピールに関していえば、23区で青少年委員のホームページを立ち上げているのは大田区と荒川区のみである。これでは、青少年委員の存在や活動が、なかなか地域に浸透しないのではないかと思われる。いずれにせよ、短期的には難しいにしても、中期的・長期的な視野から活動ビジョンを練り上げ、それに基づいて活動を展開する必要がある。

青少年委員の担う役割を鑑みれば、生涯学習社会、特に青少年教育分野の指導者として大きな期待が寄せられて然るべきである。青少年委員としての存続それ自体のためにも、今一度足元を見つめ直し、資質・能力の向上に努めることを期待したい。

注記・引用文献

- (1) 林義樹、「『知識社会化』をリードする社会教育への助走 - 参画ノウハウから参画ツールへ - 」、『社会教育』6月号、財団法人全日本社会教育連合会、2004、pp.16-24
- (2) 日本NPOセンターホームページ参照 (<http://www.NPO-hiroba.or.jp/>)
- (3) 山岡義典、『時代が動くとき - 社会の変革とNPOの可能性』、ぎょうせい、1999、pp.12-22
- (4) 瀬沼克影、「市民公益活動(NPO)と生涯学習 - 住民と行政の連携の可能性 - 」、『社会教育』5月号、財団法人全日本社会教育連合会、1997、pp.12-15
- (5) 文部科学省、『平成14年度社会教育調査報告書』、国立印刷局、2004
- (6) 伊藤俊夫編、『生涯学習・社会教育実践

用語解説』、財団法人全日本社会教育連合会、2002、p.113

- (7) 生涯教育学会編、『生涯学習事典(増補版)』、東京書籍、1992、p.350-353
- (8) 山本和人・望月厚志・稲葉隆・強矢秀夫、「社会教育委員の制度と活動の分析」(『日本生涯教育学会論集』24、2003)、pp.33-44
- (9) 黒河内敏正、「“子どもと楽しく遊ぶ”研修会 - 青少年委員活動の実践 - 」、『社会教育』3月号、財団法人全日本社会教育連合会、1975、pp.21-22
- (10) 東京都青少年委員会連合会、『東京都青少年委員会制度50周年記念大会』、2004
- (11) 東京都教育庁青少年教育課、『青少年委員の手引き 昭和42年度』、1968
- (12) 選出方法、定年制、自主事業、委託事業、協力事業について、複数の方法・事業を併用・実施している区があるため、合計が23にならないことをお断りしておく。
- (13) 前掲(11)pp.62-73を見ると、1967年4月1日現在で、23区の青少年委員数は836人で、21区が小学単位で選出していることがわかる。
- (14) 前掲(11)pp.31-35では、青少年委員はスーパー・バイザー(管理的指導者)としての役割を担うとして、次の事項が掲げられている。ア それぞれの役割をもつ指導者が、その役割を果しうるように助力を与える。また指導者間の調整にあたる。イ 指導者育成のための組織的な計画をたて、これを実施する。研究会や研修会を開いて、指導者たちの向上をはかる。ウ 新しい団体をつくることを助ける。
- (15) (社)全国青年の家協議会・青少年教育施設職員の専門性と職員研修に関する調査研究委員会、『青少年教育施設職員に必要な知識・能力等と職員研修につ

・自由研究

- いて(報告)』、1998
- (16) 野島正也、「人間の発達・成熟と学習」、『生涯学習社会の学習論』(シリーズ生涯学習における社会教育4)、学文社、2003、pp.31-46
- (17) National Education Commission and National Youth Bureau, Perspective Policies and Planning for the Development of Children, 1983, pp.4-5
- (18) Hampshire County Council, Youth Work Policy And Curriculum, 1993, pp.15-17
- (19) 前掲(11)、pp.3-4
- (20) ベネッセ教育研究所、『中学生とメディアとの接触』(モノグラフ・中学生の世界 Vol.71)、2002
- (21) 文部科学省、『学校における情報教育の実態等に関する調査結果』、2002
- (22) 奥出直人、『会議力』、平凡社新書、2003 奥出は、仲間とコラボレーショ

ンを行いながら創造的な仕事をするために、インターネットというデジタル・ネットワークを利用した会議の運営を紹介している。そして、自己実現型の組織で生産的な活動をしていくためには、いくらコミュニケーション技術が発達しても、結局はフェイス・トゥ・フェイスでなければ決められないことも多いとしている。

- (23) 廣瀬隆人、「生涯学習と参加型学習」、『生涯学習支援のための参加型学習のすすめ方』、ぎょうせい、2000、pp.94-96

附 記

本稿は、拙稿「参画理論で拓く知識創造力養成の可能性 “やらせ意識・やらされ意識”からの脱却を目指して 今、求められる青少年教育指導者の意識改革：東京都大田区の事例」、『社会教育』7月号、財団法人全日本社会教育連合会、2004、pp.24-29 を大幅に加筆・修正したものである。